

経済産業省 令和3年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

管理番号	提案区分		提案事項名	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	
	区分	分野									団体名	支障事例		見解	補足資料
178	B	地方に対する規制緩和	08.消防・防災・安全	バルクローリーに係る許可等の一本化	バルクローリー(LPガスの運搬車)の許可等について、液石法上の許可を受けた場合には、高圧法上の許可を不要とすること ※液石法:液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律 ※高圧法:高圧ガス保安法	大部分のバルクローリーは、高圧法による移動式製造設備としての許可等と、液石法による充てん設備としての許可等を受けている。 高圧法と液石法の許可等に係る基準は同一であるにもかかわらず、充てん先の用途に応じて、両法の許可等を個別に受ける必要があり、それぞれに手数料が必要となる等、事業者にとっては事務的・経済的な負担が生じている。 <高圧法手数料> ※設備の処理能力により手数料が変動(令和2年度実績(処理能力約50,000m ³ /台)の場合) 新規許可・完成検査 計:36,750円 変更許可・完成検査 計:24,500円 <液石法手数料> 新規許可・完成検査 計:64,000円 変更許可・完成検査 計:44,000円	高圧ガス保安法第5条第1項第1号、第8条、第14条、第20条 液化石油ガス保安規則第9条 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第37条の4、第37条の5 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第64条、第72条	経済産業省	広島県、中国地方知事会、宮城県、広島市		相模原市、富山県、石川県、長野県、名古屋府、大阪府、茨木市、広島市、徳島県、福岡県、熊本市、宮崎県、沖縄県	<p>○提案と同様、液化石油ガス法における充てん設備と高圧ガス法における移動式製造設備としての両許可等を受けている事例があり、許可等の申請の際には、それぞれの手数料、事務負担が生じている。統一化することで、事業者側の負担及び行政側の事務の効率化が図られる。また、一方の許可等を失念するなどの遺漏を防ぐことができる。</p> <p>○新規の設置許可については、高圧法及び液石法とも同一基準により許可しているが、設置許可後の変更工事については、その内容によって高圧法と液石法で運用が異なっている場合が多く、例えばフレキシブルチューブを取り替える場合、液石法においては同一メーカー、同一型式であれば変更届の提出となるが、高圧法においては変更許可及び完成検査が必要となる。このような場合でも高圧法の許可を不要とすることになるのか疑問がある。設置から変更工事、廃止までトータルで検討する必要がある。</p> <p>○事業者にとって、高圧法及び液石法の2つの法律で許可を受けることは、事務的・経済的負担となり、行政にとっても同一車両について2つの申請を審査する必要があることから事務負担となる。許可等を統一することは、事業者・行政ともに、負担軽減が図られ、関係産業分野の発展も見込まれる。ただし、液石法上の許可を受けた場合に高圧法上の許可を不要とすると、液石法の許可基準では容器置場、置場距離等の審査基準が無く、規制緩和になる恐れがあることから、統一に当たっては、検討が必要である。</p> <p>○許可等の一本化については事業者、行政にとって効率的と考えられる。</p>	バルクローリーに関して、高圧ガス保安法(以下「高圧法」という。)では工業用の充てん、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(以下「液石法」という。)では民生用の充てんについて、それぞれ基準を定めている。一部の許可基準項目は同一であるが、高圧法と液石法ではそれぞれ工業用と民生用とで使用目的や供給対象が大きく異なるため、基本的には別途の基準を定めているとされており、審査の実態や保安への影響を踏まえた慎重な検討が必要。なお、両法令の手数料については、両法令の規定に基づき、各自治体の手数料条例の改正により解消可能。	バルクローリーは工業用・民生用ともに「貯槽等への燃料用LPガスの充填」といった同一の使用目的であるが、現状は高圧法及び液石法の両方の技術基準を満足した「工業・民生共用」として、両法令の許可を受けて運用されている。 このため、両法令の技術基準の統合、手続きの一本化を図ることで、事業者の負担軽減及び行政の事務手続き効率化が期待できる。第1次回答では「一部の許可基準項目は同一」とのことであるが、両法令における設備・構造等のハード面及び製造・充てん方法のソフト面の技術基準の大部分が同一であり、例えば高圧法に特化した基準(液石法第9条第5号、第2項第1号イ、ト、リ、ヌ及び第2号)を液石法で規定し、「工業用使用時は当該基準を遵守する旨の追記」等の措置により保安への影響の解消が可能と考えている。 令和3年3月の産業構造審議会(液化石油ガス小委員会)では、液石法に関する事務・権限の指定都市への移譲に関する報告に、「高圧法及び液石法上の許可・検査等の行政手続簡素化については引き続き検討予定」との見解が示されている。前述の現状を十分に御勘察いただき、本提案を前向きに御検討いただきたい。 なお、「各自治体の手数料条例の改正により解消可能」とあるが、高圧法及び液石法関係事務は地方自治法第228条第1項により「手数料について全国的に統一して定めることが特に必要」として、「地方公共団体の手数料の標準に関する政令」において標準手数料額が定められている。当県としては、都道府県間で手数料額が異なることは適切ではないと考えており、手数料面に加え事務手続き負担解消の面でも手続きの一本化が必要と考えている。	

経済産業省 令和3年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

各府省からの第1次回答を踏まえた追加提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	令和3年の地方からの提案等に関する対応方針(令和3年12月21日閣議決定)記載内容	対応方針の措置(検討)状況			
見解	補足資料					措置方法(検討状況)	実施(予定)時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
<p>【相模原市】 法令の整備に関しては、高圧法又は液石法の内容を確認し、規制緩和にならないよう慎重に検討する必要があるが、法改正によるメリットは、行政、事業者ともに十分にあると考えられる。回答欄(各府省)に記載があるとおり、経済産業省において法改正等の検討を行っていただき、今後の対応方針等、明確な回答をいただきたい。</p> <p>【広島市】 工業用と民生用で使用目的や供給対象は異なるものの、バルクローリーは同一物であり、高圧法と液石法の関係事項においては、ハード面(設備、構造等)の技術基準、及び新製ローリーに係るソフト面(製造・充てんの方法)の技術基準は完全同一である。</p> <p>液石法では規定されない別途の基準として、旧型ローリーに係るソフト面の基準の一部(具体的には、高圧法液石則第9条第2項第1号イ、トリ、又及び第2号の部分)について、液石法への当該条項の規定を追加(高圧法として使用する場合は当該基準を遵守)することで、手続きの統一化が図られ、事業者側にとって負担軽減が期待され、保安面での影響も解消されると考える。</p> <p>高圧法、液石法関係の手数料については「地方公共団体の手数料の標準に関する政令」で標準的な手数料額が定められている。このため、都道府県間において手数料額に差異が生じることは適切ではなく、全国的な統一化が図られるべきと考えられる。</p> <p>現在の運用では工業用と民生用で区別する必要がなく、許可の統一化により事業者・行政ともに負担軽減が図られ、産業分野の発展も見込まれる。</p>		<p>【全国知事会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>		<p>バルクローリーについては、工業用で用いる場合には高圧ガス保安法上の、民生用で用いる場合には液石法上の許可を受けることが必要であるが、両者の許可制度の趣旨・目的は異なるため、それぞれ別途の許可基準を定めている。なお、複数の自治体からは、逆に保安規制の緩和とならないよう慎重に検討すべきとの意見も頂戴しているところ。このため、今後、自治体等に対する実態調査を行った上で、引き続き検討していきたい。</p>	<p>5【経済産業省】 (2)高圧ガス保安法(昭26法204)及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭42法149) バルクローリーに関する移動式製造設備としての製造の許可(高圧ガス保安法5条1項)及び充てん設備の許可(液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律37条の4第1項)等に係る事務手続の合理化については、地方公共団体及び事業者の負担軽減の観点から、地方公共団体等の意見を踏まえつつ、その方策について検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p>政令(地方公共団体の手数料の標準に関する政令) 省令(液化石油ガス法及び高圧ガス保安法)</p>	<p>産業構造審議会保安・消費生活用製品安全分科会液化石油ガス小委員会及び高圧ガス小委員会の審議を経て了承された方針を踏まえ、令和5年度、事務手続きの合理化のための基準等の改正及びそれに伴った地方公共団体における標準手数料の策定を目指す。</p>	<p>令和4年3月に、全ての都道府県及び指定都市に対し、バルクローリーに関する高圧ガス保安法及び液化石油ガス法に基づく事務に係る実態調査を実施。当該調査結果を踏まえ、令和4年度委託事業において、対応方針案の策定に向けた検討を実施し、事務手続きの合理化及び標準手数料の改定に係る対応方針案を取りまとめた。当該対応方針案について、令和5年3月に、左記の両小委員会において、審議の結果、了承され、当該対応方針の結論を得た。</p>	<p>左記の結果に基づく対応方針の具体的実施内容について、関係行政庁と調整を行い、地方公共団体等からの意見も踏まえ、所要の手続きを進めていく。</p>